

議案第15号

鹿屋市再編交付金等事業基金条例の一部改正について

鹿屋市再編交付金等事業基金条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長      中   西   茂

鹿屋市再編交付金等事業基金条例の一部を改正する条例

鹿屋市再編交付金等事業基金条例（平成28年鹿屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項に規定する事業を行うため、同条第2項の規定に基づき」を「第2条に規定する事業を行うため並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業の費用に充てるため」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、複数年にわたり継続する事業の費用を積み立てるため、本案を提出するものである。